

倉敷市立中庄小学校父母と先生の会（PTA）会則

第1条 本会は、倉敷市立中庄小学校父母と先生の会（PTA）と称し、事務局を中庄小学校に置く。

第2条 本会の会員は、本会の会則に賛同する本校在籍児童の保護者および本校教職員とする。

第3条 本会は、児童の幸福を図り、あわせて会員相互の教養研修に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）児童教育の振興増進に関することがら
- （2）児童福祉の充実に関することがら
- （3）会員相互の教養研修に関することがら
- （4）その他、会の目的を達成するために必要なことがら

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 監査委員 2名

第6条 本会に、総務会を置く。

総務会は、会長・副会長・書記・各部長・校長・副校長・教頭をもって構成し各部の連絡統制、その他会の運営に必要な事項を審議決定する。

必要に応じて会長は顧問を招集することができる。

第7条 会長が必要と認めた場合は、「顧問」を置くことができる。

第8条 本会の役員は、次の方法で選出する。

- （1）会長・副会長・監査委員は、総務会において選出し、総会で承認する。
- （2）顧問は、総務会において推薦し、会長が委嘱する。
- （3）細則については別途定める。

第9条 役員の任期は1カ年とし、再任を妨げない。

但し、会長の任期は2カ年を限度とし、これを越えての再任は認めない。

なお、総会において新年度役員を決定するが、新執行部の任期は5月1日からとし4月末までは旧役員体制の下、引き継ぎ等を行うこととする。

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- （1）会長は本会を代表し、会務を統理する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- （3）監査委員は、会務及び会計を監査する。
- （4）顧問は、会長の諮問に応ずる。
- （5）本会の会計及び記録は事務局が行うものとする。

- 第 11 条 会議は、総会及び総務会とし、総会は、定期総会並びに臨時総会とする。
- (1) 定期総会は、毎年初め会長がこれを招集し、事業・決算の審議承認、予算及び事業計画その他必要案件を審議決定する。
- (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び会員の三分の一以上の要求により開催する。
- (3) 総務会は、必要に応じて、会長がこれを招集する。
- 第 12 条 会議は、全出席者の過半数の同意をもって決議する。
- 第 13 条 本会の経費は、会費・事業収益・寄付金等をもってこれに充てる。
- 第 14 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第 15 条 本会に次の部門を設ける。部員は、会員及び教職員をもって構成し、各部の連絡統制その他会の運営に必要な事項を審議決定する。
- (1) 学年部は、児童教育の振興を目的とした活動を行う。
- (2) 会長が必要と認めるときは、専門部を置くことができる。
各部に部長1名・副部長若干名を置く。
- 第 16 条 本会の会則は、総会の決議によって改正することが出来る。
- 第 17 条 本会の運営に必要な細則は別に定める。
- 第 18 条 本会則に定めていない事項であっても、必要な事項は総務会にて協議し決定する。

本会則は、平成16年4月 1日より施行する。

平成22年4月 1日 一部改定

平成24年4月 1日 一部改定

平成29年4月15日 一部改定

平成31年4月20日 一部改正

令和 2年4月18日 一部改正

令和 6年4月20日 一部改正

令和 7年4月19日 一部改正